

日時：令和6年8月22日（木）午後1時30分～

場所：宇都宮市役所13階 教育委員室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 委員紹介

4 「宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業に係る検討会議」の役割〔別紙1〕

5 議事

- (1) **協議事項** 会長，副会長の選出について
- (2) **報告事項** 学校運営協議会の試行的導入事業について〔別紙2・3〕
- (3) **報告事項** モデル校の選定・指定について
- (4) **協議事項** 検証の方向性について

6 その他

7 閉会

3 委員名簿

区分	氏名	機関・団体, 役職名等
学識経験者	松村 啓子	宇都宮大学 共同教育学部 副学部長・教授
	石井 大一郎	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
魅力ある学校づくり 地域協議会委員代表	峯村 賢司	陽南小学校 委員
	釧持 幸子	御幸小学校 委員, 鬼怒中学校 委員
	岩崎 充延	豊郷中央小学校 会長
	斉藤 智子	上河内中学校 委員
保護者代表	福田 治久	宇都宮市 P T A 連合会 会長
	佐藤 要	宇都宮市 P T A 連合会 副会長
	山本 和紀	宇都宮市 P T A 連合会 副会長
	飯沼 貞臣	宇都宮市 P T A 連合会 副会長
小・中学校長代表	高田 玄	宇都宮市立平石中央小学校 校長
	金田 操	宇都宮市立姿川中央小学校 校長
	束原 定雄	宇都宮市立旭中学校 校長
	河内 哲也	宇都宮市立晃陽中学校 校長

4 学校運営協議会の試行的導入事業に係る検討会議の役割

(別紙1：設置要領)

第1条 宇都宮市教育委員会が行う学校運営協議会の試行的導入事業（以下「CSモデル事業」という。）において学校運営協議会の試行的導入事業の実施に関する要綱第7条の規定に基づき、同要綱第6条※に規定する宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

※ 学校運営協議会の試行的導入事業の実施に関する要綱（別紙2）

第6条 教育委員会は、CSモデル事業に関し、前条第3項の規定によるほか、運営協議会の試行的導入事業に係る検討会議（以下「検討会議」という。）から意見を聴取するものとする。

2 検討会議は、第2条の目的を達成するため、前項に規定する意見を述べるほか、教育委員会に対して随時必要な助言を行うものとする。

教育委員会 **《決定》**

○教育委員会事務局
○関係課長等会議

《課題整理・全体素案提示 等》

検討会議 **《モデル事業の実施・
今後の本市の方向性に係る意見聴取》**

モデル校，校長会等 **《意見聴取》**

5 議事(2) **報告事項**

宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業について

5 - (2) 1 宇都宮市の魅力協と国のCSの経緯

年	宇都宮市の魅力ある学校づくり地域協議会	国の学校運営協議会（CS）
H16		・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正（CSを制度化）
H18	・ 学校評議員制度を発展的に解消し、魅力協を順次設置	
H20	・ <u>全校が魅力協を設置</u>	
H23	・ 「地域はみんなの学校づくり事業」の開始 (H25に「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」に改称)	
H27	・ 国のCS導入に係る検討の開始	
H29		・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正（ <u>CS設置を努力義務化</u> ）
H30	・ 「宇都宮市立学校の管理運営に関する規則」を一部改正（魅力協の学校運営参画機能を強化）	
R3		・ 「CSの在り方等に関する検討会議最終まとめ」 「教育進化のための改革ビジョン」を公表 (<u>全公立学校でのCS導入を加速</u>)
R4	・ 国の動向を踏まえてCSモデル事業の実施を決定 ・ CSモデル事業実施について校長会で説明	・ 公立小・中学校CS導入率（5.1現在） 小 49.0% 中 47.3%
R5	・ CSモデル事業実施について学校及び地域へ説明 ・ CSモデル事業の制度設計等を検討	・ 公立小・中学校CS導入率（5.1現在） 小 58.6%（R4+9.6%）中 57.3%（R4+10%）
R6	・ CSモデル事業に係る要綱・要領の制定 ・ モデル校を公募	

魅力協の活動を通し，地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」を図り，地域とともにある学校づくりを推進

① 活力ある学校づくりへの参画 ⇐ 学校運営参画機能（会議における話し合い）

- 学校運営全般に関する事項についての意見交換
- 校長が作成する基本方針の案についての意見交換
- 基本方針の実現のための職員の配置に関する意見交換
- 学校教育に協力が可能な企業や事業所に関する情報交換 など

② 地域の教育力を生かした学校教育の充実

- 学習支援活動
- 校内環境整備活動
- 学校行事の運営補助 など

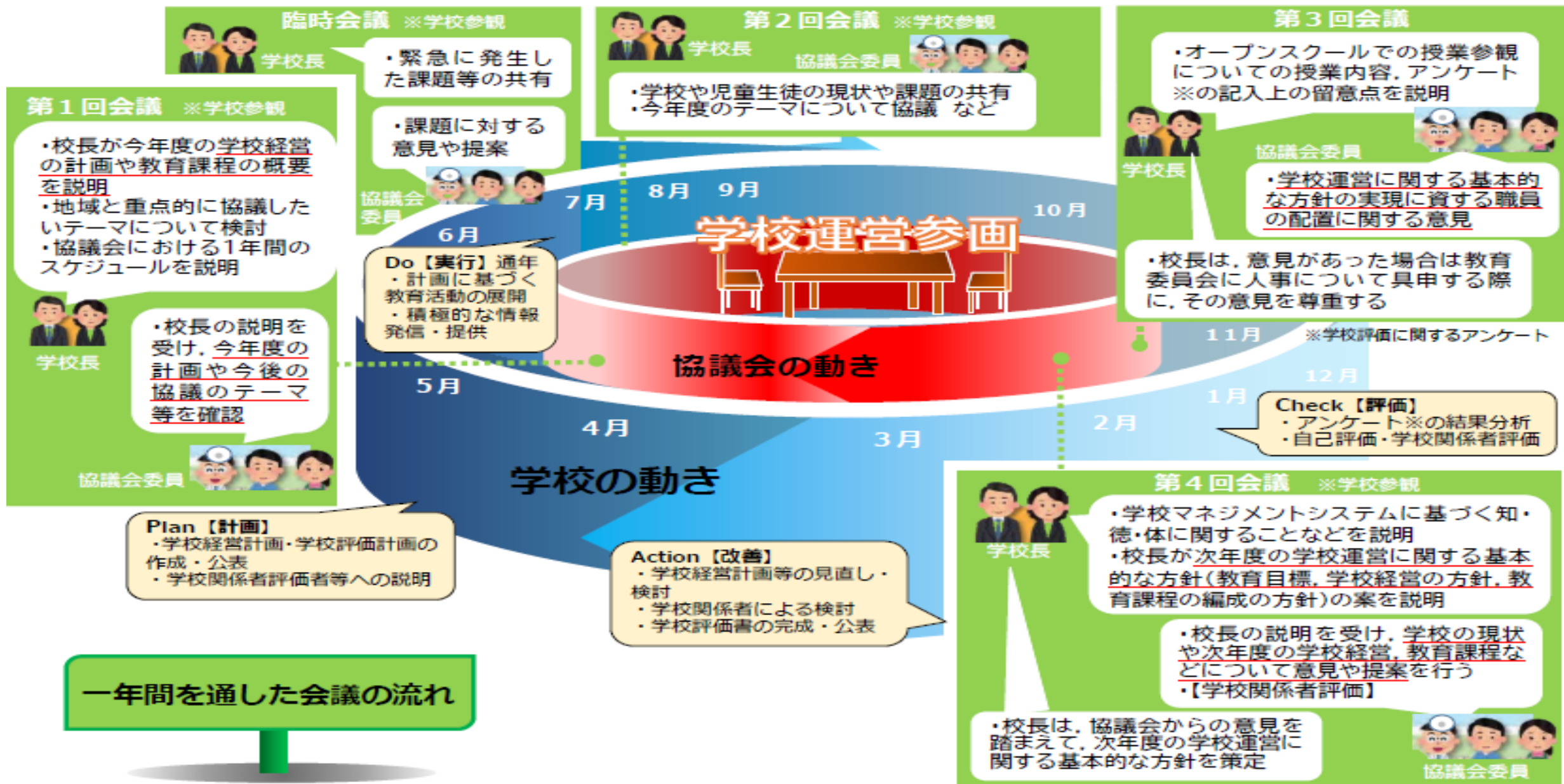
③ 地域ぐるみの児童生徒の健全育成・安全確保

- 健全育成活動
- 安全確保活動

④ 学校施設や地域の教育資源を活用した家庭・地域の教育力向上

- 家庭教育活動
- 地域教育活動

5 - (2) 2 宇都宮市の魅力協について - 一年間の会議の流れ -

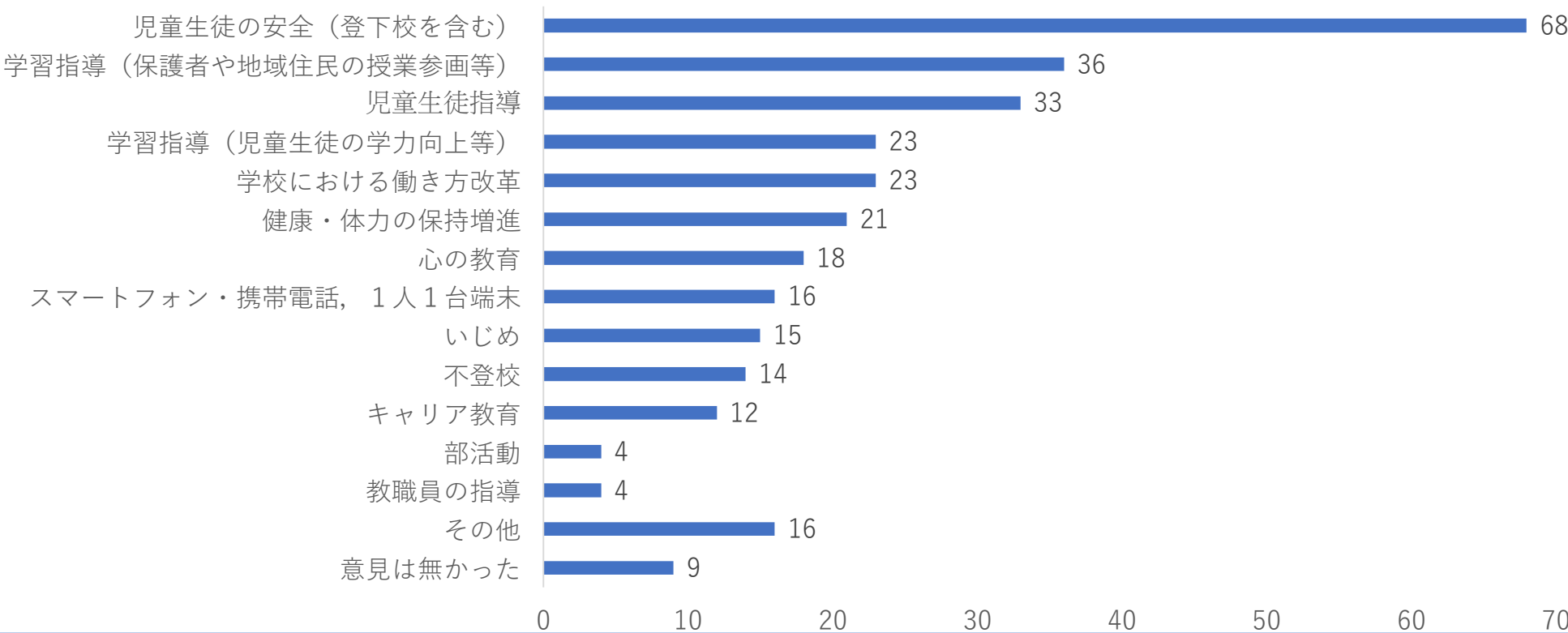


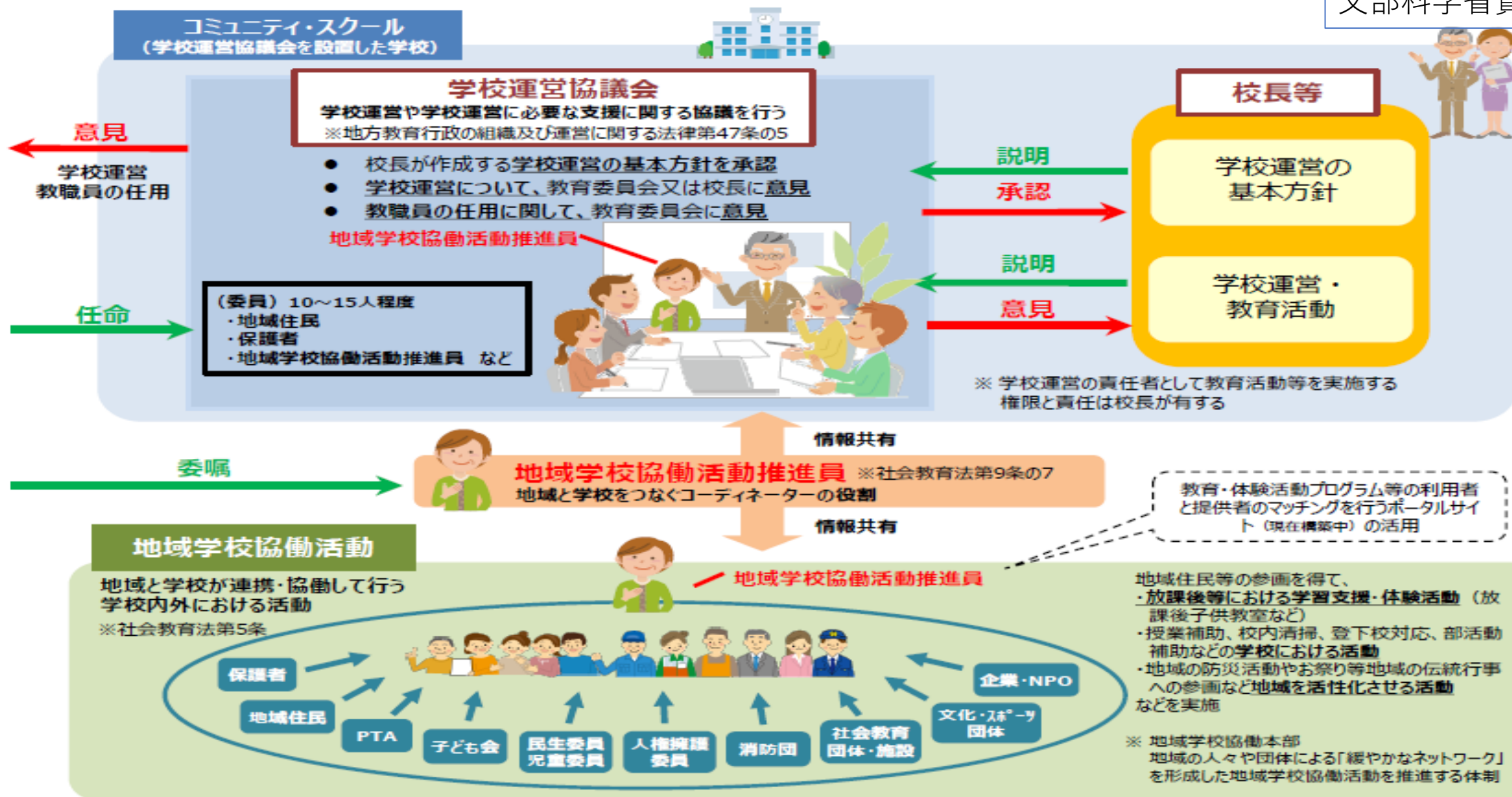
令和 5 年 1 0 月実施アンケート

R5の基本方針の説明を行った時期



R 4 ～ 5 の魅力協の会議において出された学校運営に係る意見の内容





5 - (2) 3 国のCSについて – CSの意義 –

CSの意義

文部科学省資料

地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参加できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権利が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立**した学校と**対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる

- ① 当事者性 … 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**
（協議会の決定や意見の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画）
- ② 自立性・対等性 … **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与
（協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能）
- ③ 持続性 … 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**
（法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能）

5 - (2) 4 宇都宮市の魅力協と国のCSの比較

宇都宮市の魅力ある学校づくり地域協議会			国の学校運営協議会（CS）		
主な機能	学校運営参画機能	学校運営に関する基本方針の案について、校長に対して<u>意見を述べる</u>ことができる。 （承認する権限はない）	学校運営協議会の三つの機能	対象学校の運営に関する基本的な方針について<u>承認する</u>。 （必須）	
		学校から教育活動その他の学校運営の状況の説明を受け、<u>校長に対し</u>、意見を述べる ことができる。 （校長を通して教育委員会へ意見が届く）		対象学校の運営に関して、<u>教育委員会</u> <u>または校長に対し</u>、意見を述べる ことができる。 （任意）	
		基本方針の実現に資する職員の配置に関する意見を、<u>校長</u> <u>に対し</u>て述べる ことができる。 （校長は、意見があった場合は、教育委員会に人事について具申する際、その意見を尊重するものとする）		教職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、<u>任命権者</u> <u>に</u>意見を述べる ことができる。また、任命権者はこれを尊重する。 （任意）	

5 - (2) 4 宇都宮市の魅力協と国のCSの比較

		宇都宮市の魅力ある学校づくり地域協議会	国の学校運営協議会（CS）
組織	設置根拠	各魅力協が定める<u>会則</u> (任意の組織)	「地方教育行政の組織及び運営に関する<u>法律</u>」
	協議会委員	<u>教育委員会教育長が委嘱</u> (<u>任命行為はなし</u>) - 学校代表, 保護者代表, 地域住民代表, その他魅力協で選出した者 - 地域学校協働活動推進員を全魅力協に配置 14 ~ 40 名	<u>教育委員会が任命</u> (<u>委員の身分は非常勤特別職の地方公務員</u>) - 地域の住民, 保護者, 地域学校協働活動推進員, その他教育委員会が必要と認める者 - 規定なし (国の例示では10 ~ 15 名程度)
委員報酬		<u>なし</u> (ボランティア)	<u>あり</u> (自治体により異なる)

- 〔目的〕

 - 国が導入を進めている学校運営協議会制度の宇都宮市における有効性について検証する。
 - モデル校の魅力協で効果が見られた実践等を市内の各学校へ紹介するなどし、「地域とともにある学校づくり」のより一層の充実を図る。
- (別紙2：要綱第2条)

〔スケジュール〕

	令和6年度（後半）	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教育委員会事務局	モデル校の選定・指定、委員の任命	モデル校での準備・実践の支援 研修実施	本市におけるCSの有効性の検討、魅力協における学校運営参画機能等の方向性の検討	全校に国のCSを導入するか
モデル校とその魅力協	委員推薦 研修参加 魅力協（学校運営協議会）の活動計画検討	魅力協を活用したCSの機能の試行的な実施 ・市教委が作成したアンケートの実施 ・市教委からの聴き取りへの対応 など		現状どおりの魅力協の機能や組織を継続するか
その他の学校とその魅力協	現状どおりの魅力協の内容（モデル校の好事例を踏まえた充実）			
検討会議	検証の方向性等	アンケート内容等	・モデル校の取組状況 ・1年目の成果と課題 等	本市におけるCSの有効性と令和9年度以降の方向性等
魅力協支援会議	モデル校とその他の学校の魅力協の活動の支援			モデル校での検証を延長するか

〔モデル校の組織・活動〕

モデル校では、魅力協の組織（委員）と活動（①～④）を基盤として、魅力協の会議における学校運営参画機能（活動①）を担う部分を学校運営協議会とする。（別紙3：要領第2条第2項）

モデル校

魅力ある学校づくり地域協議会

学校運営協議会

〔学校運営参画機能〕

- ① 活力ある学校づくりへの参画

〔地域学校協働活動〕

- ② 地域の教育力を生かした学校教育の充実
③ 地域ぐるみの児童生徒の健全育成・安全確保
④ 学校施設や地域の教育資源を活用した家庭・地域の教育力向上

〔魅力協委員（学校運営協議会委員）〕

・報酬あり（年額12,000円）（別紙3：要領第9条第1項）

モデル校以外（現行の組織）

魅力ある学校づくり地域協議会

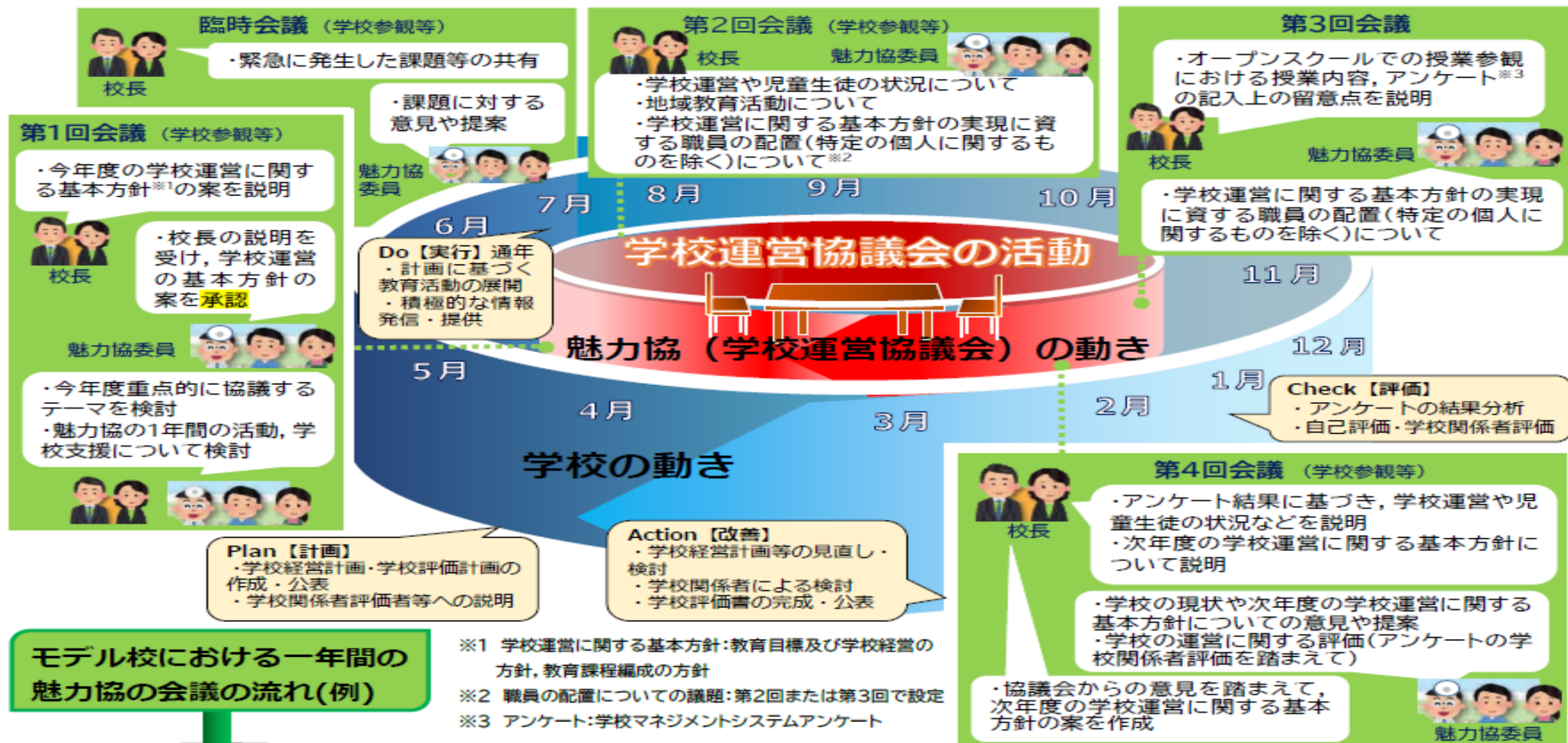
〔学校運営参画機能と地域学校協働活動〕

- ① 活力ある学校づくりへの参画
② 地域の教育力を生かした学校教育の充実
③ 地域ぐるみの児童生徒の健全育成・安全確保
④ 学校施設や地域の教育資源を活用した家庭・地域の教育力向上

〔魅力協委員〕

・報酬なし

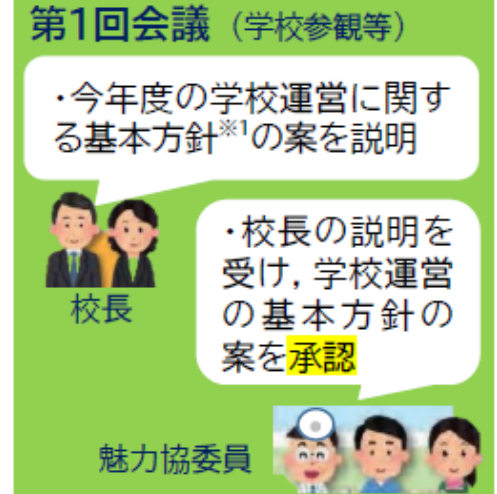
〔モデル校の会議〕



〔学校運営協議会の機能・権限〕

【承認を得る事項】（別紙3：要領第4条第1項）

- ・ 教育目標及び学校経営の方針に関する事
- ・ 教育課程の編成の方針に関する事
- ・ その他、モデル校の校長が必要と認める事項



参考

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条第5項 4

対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得ねばならない。

「宇都宮市学校の管理運営に関する規則」第35条第2項 より

校長は、魅力協に学校運営の状況及び次に掲げる学校運営に関する基本的な方針の案について説明し、意見を聴くとともに、その意見を踏まえて基本方針を策定する。

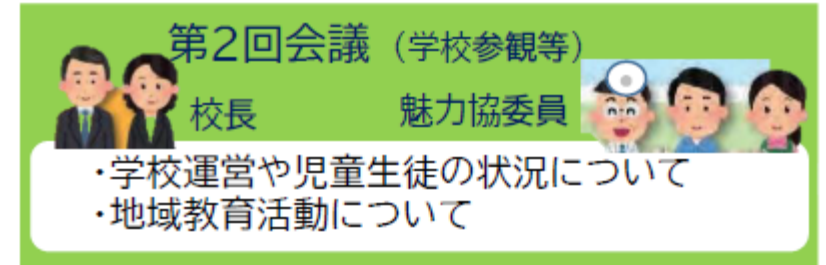
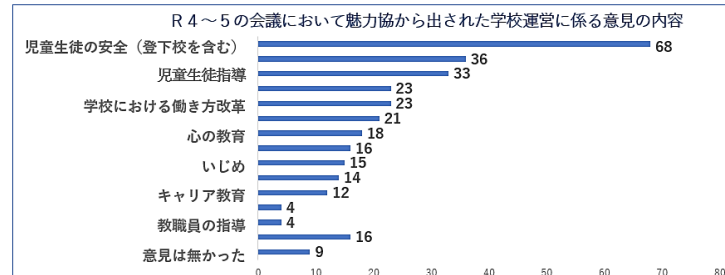
- ・ 教育目標、学校経営の方針
- ・ 教育課程編成の方針

〔学校運営協議会の機能・権限〕

【意見を述べることができる事項】（別紙3：要領第5条第1項）

学校運営に関する事項

- ※ 校長に加え、教育委員会へも述べるができる。
（個人の意見ではなく熟議に基づく団体の意見）



令和4・5年度の会議において魅力協の委員から出された学校運営等に係る意見（スライド8枚目参照）

参考

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条第5項6

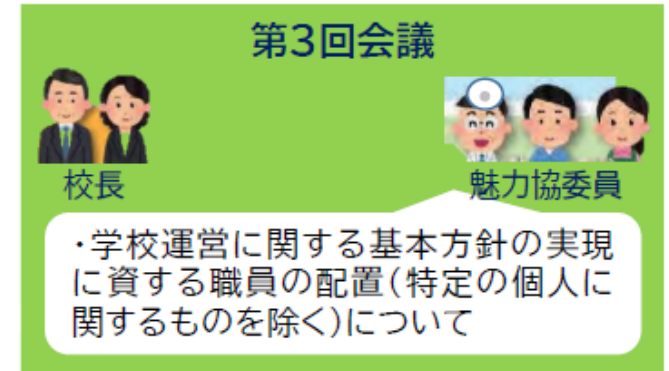
学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項※を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。

- ※ 対象学校の職員の採用その他任用に関しては教育委員会規則で定める事項について意見を述べることができる。（次頁で説明）

〔学校運営協議会の機能・権限〕

【意見を述べることができる事項】（別紙3：要領第5条第2項）

学校運営に関する基本方針の実現に資する職員の配置に関する意見(特定の個人に関するものを除く)



※ 意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴いた上で、校長を経由して行う。

※ 校長から市の教育委員会を経由して任命権者（栃木県教育委員会）へ意見を述べる。

参考

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条第5項7より

学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

「宇都宮市学校の管理運営に関する規則」第35条第2項2より

校長は、魅力協から基本方針の実現に資する職員の配置に関する意見（特定の個人に係るものを除く。）があった場合は、教育委員会に人事について具申する際、その意見を尊重するものとする。

5 議事(3) **報告事項**

モデル校の選定・指定について

5 - (3) モデル校の選定・指定について

【現状】

4月25日～7月5日 モデル校公募

⇒ 応募無し

【今後の予定】

8～9月

⇒ 市教委が候補校を選定し・校長へ打診

※ 選定における考慮事項 地域のバランス，魅力協委員の人数

⇒ 候補校の校長は魅力協の会長と相談の上，市教委へ回答（内定）

10～11月

⇒ 候補校は魅力協の会議において協議の上，改めて市教委へ正式回答

⇒ 市教委は候補校の回答を受けて，モデル校（小・中学校各2校程度）を指定

12月

⇒ モデル校の校長が，魅力協の委員等を学校運営協議会委員として推薦

1月

⇒ 市教委が学校運営協議会委員を任命